#### (別紙)

諮問番号:令和 4 年 9 月 12 日付け目企広第 1442 号、第 1443 号及び第 1444 号

# 答申書

#### 第1 本件の経緯

本件の審査請求人は、目黒区情報公開条例(以下「条例」という。)の規定に基づき、次の 3 件についての行政情報の開示請求を行い、目黒区長(以下「実施機関」という。)の部分開示決定につき、審査請求をしている。

1 開示請求 令和 4 年 5 月 17 日(以下「請求A)」という。)、原処分 令和 4 年 6 月 23 日付け 目都住第 632 号決定

2016年8月の目黒区民住宅「ヒルフォートメグロ」廃止に際して

- ・この時点での区内公共住宅の状況、他退去支援に活用した方途を明らかにする一切の資料
- ・この時点でのヒルフォートメグロ居住世帯の個々の退去先、その際の区の支援についての一 切の資料
- 2 開示請求 令和 4 年 5 月 17 日(以下「請求®」という。)、原処分 令和 4 年 6 月 23 日付け 目都住第 635 号決定

東日本大震災被災者等への目黒区公的住宅等の提供について気仙沼市より8世帯 13人が 区内公的住宅に入居した。

- ・その受付、振り分け、入居に際し個々の住宅種別の状況、使用基準など一切の資料
- ・個々の入居者への振り分け理由を示す一切の資料ついての一切の資料」
- 3 開示請求 令和4年5月19日(以下「請求©」という。)、原処分 令和4年6月30日付け 目都住第688号決定
- (1) 三田フレンズ内住居施設の変せん(地区整備事業、従前居住者住宅、区営住宅、区民住宅、 高齢福祉住宅等、又目的外利用含む)、区設定戸数、実入居戸数を年次別に明示すること。
- (2) 特に、2013 年、2016 年、2020 年等、戸数に変化があった時に、その変化のための資料一切の情報提供を求める。

本答申は、審査請求人からの審査請求について実施機関が令和4年9月12日付け目企広第1442号、第1443号及び第1444号で行った諮問に対する当審査会の判断である。

なお、審査請求及び当審査会による審査の経緯は、以下のとおりである(期日は、その文書の 日付であることを示す。)。

令和4年5月17日 審査請求人が実施機関に対し、請求(A)、請求(B)の資料の開示を請求 同月19日 審査請求人が実施機関に対し、請求(C)の資料の開示を請求

同年 6 月 23 日 実施機関が審査請求人に対し、請求®、請求®に対し部分開示決定を通知 同日 審査請求人が上記決定につき実施機関(審査庁)に審査請求

同月30日 実施機関が審査請求人に対し、請求©に対し部分開示決定を通知

同年7月26日 審査請求人が上記請求©の決定につき実施機関(審査庁)に審査請求 同年9月12日 実施機関(審査庁)が審査会に弁明書の写しを添えて諮問

同月27日 本件諮問の審議

同年11月1日 本件諮問の審議

同年12月20日 本件諮問の審議

令和5年1月17日 実施機関意見聴取、本件諮問の審議

同年2月21日 本件諮問の審議

#### 第2 当事者の主張(※数字等の誤記及び項番以外は原文のまま記載する。)

1 審査請求人の主張(審査請求書、審査請求の追記)

#### (1) 請求(A)

まず、公開文書ごと(時系列順に整理)に、その個々への黒塗りなどの公開拡大要請と、その個々の文書から想定される未公開情報の公開(存否含む)を求める。また、この公開文書からは直接うかがい知れない情報が多数想定される。とくにフィルフォートメグロ廃止時における、入居者意向調査や転居あるいは継続居住の実態や、その支援の措置の総括を明らかにすることと、その中で東日本大震災被災者である入居者がどう取り扱われたのかその理由を含め明らかになる情報公開を求める。

# ア 26 目都住第 980 号 H26.7.8 区民住宅返還に伴う建物所有者からの要望通知 供覧(以下「請求④開示文書1」という。)

東洋工業株式会社から住宅課長あて要望:内容は墨塗りのため不明。東洋工業あての入 居申し込み書が添付されているので、継続居住の際の手続き要望かと思われるが要望内容 墨塗を解除して公開を求める。

# イ 27 目都住第121号 H27.4.9 建物賃貸契約満了時に伴う打合せの実施について H27.4.9 (以下「請求④開示文書2」という。)

入居者向け事前案内、東洋工業との契約書、建物賃貸契約書などが添付建物契約書付属、 各階図面中各戸間取り図が墨塗り。各戸の入居者=個人が特定されないので、個人生活情報とは言えない。情報公開を求める。

# ウ 27 目都住第 2419 号区民住宅条例の一部改正にかかる立案請求(以下「請求A開示文書 3」という。)

H27 年 12 月 14 日 トリアス中目黒 16 戸、ヒルフォートメグロ 33 戸廃止 併せて入居要件の区内居住要件廃止 区民住宅施策の「終わりの始まり」 希望すれば継続入居保証使用料を払っている宮城県が希望すれば継続できたのか=宮城県にどう廃止を連絡したのかなにも連絡していないのか 情報開示を求める

# エ 27 目都住第 3049 号入退去意向調査の実施について H28 年 2 月 22 日(以下「請求A) 開示文書4」という。)

H28 年 3 月 4 日締め切りで意向調査を行ったが付属平成 28 年度入居者名簿がすべて墨塗りなので、何戸を対象とした調査かわからない。調査対象戸数がわかるよう情報開示を求める。

- オ 27 目都住第 3251 号ヒルフォートメグロの入居者意向調査の実施結果について(報告) H28 年 3 月 14 日(以下「請求A)開示文書5」という。)
  - 4 目都住 3049 の結果報告 であるが 以下
    - 1調査対象住戸 19戸 (管理戸数 33戸 内空室 12戸、避難者 2戸)
    - 2 既回答住戸 13 戸 未回答住戸 6 戸 (内 同意署名あり 12 戸)
    - 3 回答内訳 (1) 入居継続予定 ■戸 (2) 退去予定 ■戸 (3)検討中 ■戸

回答内訳の戸数の■墨塗りは開示を求める。調査結果の最も需要な結果の墨塗りは認められない。調査対象住居に、避難者 2 戸が含まれないことがわかったが、その理由の開示をもとめる。

カ 28目都住第90号ヒルフォートメグロの入居者意向調査の実施結果について(追加報告) H28年4月7日(以下「請求A)開示文書6」という。)

5 目都住 3251 の追加であるが未回答住居 6 戸のうち 2 戸未回答住居は 4 戸となるが回答内訳の戸数の■墨塗りは開示を求める。調査結果の最も需要な結果の墨塗りは認められない。

- キ 28 目都住第 500,752,789,1671,1673,1674,1949,1950 号区民住宅の返還に伴う補償金の返還について H28 年 5 月 20 日~10 月 18 日(以下「請求④開示文書7」という。)
  - 8 戸分の保証金返還資料であるが、なぜ8 戸分なのか 残余の戸数について開示を求める。
- ク 28 目都住第 735 号応急仮設住宅返還届の提出について H28 年 6 月 10 日(以下「請求 ④開示文書8」という。)

東急コミュニティーより住宅課長への「応急仮設受託の返還届」であるが移転先が■■墨塗りである。この開示を求める。また区に指定管理者東急コミュニティーが届を提出するに至ったのか経過をします文書を公開請求する。

ケ 28 目都住第 1879 号区立ヒルフォートメグロの管理終了の処理について H28 年 10 月 12 日(以下「請求④開示文書9」という。)

H28 年 9 月 15 日で賃貸契約終了したヒルフォートメグロについて、管理指定者東急コミュニティーあて住宅課長より 住宅係数台帳 1 部、及び過去履歴台帳 11 部を提供したものであるが、この 11 戸は「入居者の継承手続きを完了した」ものとあり、継続入居したものとおもわれる。被災者 2 戸を除く 13 戸中 2 戸が撤去し 11 戸がヒルフォートメグロに継続入居したものとおもわれるが、それが確認できる情報の開示を求める。

コ 28 目都住第 1103 号東日本大震災に伴う恒久仮設住宅の入居届の提出について H28 年7月 14 日(以下「請求孫開示文書10」という。)

入居 1 世帯よりの「応急仮設住宅入居届」を住宅課長から 東急コミュニテイーに報告したものである。住宅名 届出書住宅名 がともに■■墨塗りであるため、被災者 2 戸のうち 1

戸が、結果どこに入居したのか不明である。墨塗り部分の開示、及び他の 1 戸の去就について、情報開示を求める。

サ 28 目都住第 1104,1521 号物品受領書の提出について H28 年 7 月 14 日 9 月 5 日(以下「請求A)開示文書11」という。)

エアコン 1 台、ガステーブル 1 台を目黒区から受け取ったとする文書だが応急仮設住宅名が■■墨塗りである。この開示を求める。

シ 28 目都住第 1106,1509 号応急仮設住宅移転に伴う請求書の送付について H28 年 7 月 14 日,9 月 5 日(以下「請求A)開示文書12」という。)

ヒルフォートメグロ居住被災者の ■■への転居に際する引っ越し費用などの区への請求を求めるものであるが、移転先が墨塗りであるこの開示を求める。また、応急仮設住宅の移転と表記されているが、これにかかわる宮城県あるいは気仙沼市への連絡はなかったのか。存否も含め情報公開を求める。

ス 28 目都住第 1120 号応急仮設住宅転居に伴う退去確認について(ヒルフォートメグロ■ 号室■■)(以下「請求④開示文書13」という。)

これも移転策が墨塗りである。移転先の開示を求める。またこの件は 1 戸のみである。その理由を開示せよ。

セ 28 目都住第 1164、1599 号応急仮設住宅に伴う移転料の支出について H28 年 7 月 21 日,9 月 9 日(以下「請求A)開示文書14」という。)

これも移転策が墨塗りである。移転先の開示を求める。

ソ 28 目都住第 1881,1882 号応急仮設住宅の鍵の受領書提出について H28 年 10 月 12 日(以下「請求係開示文書15」という。)

指定管理者東急コミュニティーより住宅課長に、2 件各々の使用者よりの鍵の受領証を提出するものです。添付の「区民住宅入居にあたってのお願い」利用者より目黒区提出用のおいて、住宅名・指定管理者名が■■墨塗りですが、この開示を求めます。特に指定管理者名を墨塗りとするのは東急コミュニティーからの区への提出文書であることは明白で全く余計な墨塗りです。

夕 目都住第 1552 号応急仮設住宅返還届の提出について(ヒルフォートメグロ■号室■■) H28 年 9 月 6 日(以下「請求④開示文書16」という。)

被災者からの 8 月 25 日づけ目黒区長あて「応急仮設住宅の返還届」である。届出書の住宅名は■■墨塗りである。ヒルフォートメグロではないのか、開示を求める。

#### (2) 請求®

まず公開文書ごと(時系列順に整理)に、その個々への墨塗りなどの公開拡大要請と、その個々の文書から想定される未公開情報の公開(存否含む)を求める。

また、この公開文書からは直接うかがい知れない情報が多数想定される。とくに

\*被災者対応として区営住宅の使用の可否・条件などの情報

- \*個々の被災者の個々の住居への割り振りの考え方、基準をしめす情報の公開(存否含め) を求める。
- \*今回明らかになった 2011 年 10 月 (概ね入居から半年後)の入居者への意向調査は、1 回限りでその後おこなわれなかったのか、行っていればその情報、行こなわなかったとすればその理由を示す情報の公開を求める。
- \*またこの意向調査がその後どのように生かされたのか、「期間延長」以外に個々の回答を フォローする作業はあったのか、その内容は、これを示す情報の公開をもとめる。

## ア 23 目都住第 130 号供覧文書 2011.4.12 供覧(以下「請求®開示文書1」という。)

(ア) 国住備第 168 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長→東京都公営住宅相当課長は、 震災の翌日に、以下のように通知している。

「被災者の一時的な入居については目的外利用として入居の許可を行う。」「一時的な入居を行ったものについては、入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、災害による特定入居として正式入居とすること」「一時的な入居の取り扱いについては、(中略)被災者の負担の軽減に最大限の配慮をするよう」

(イ) 平成 23 年 3 月 18 日国土交通省住宅総合整備課事務連絡は、乳幼児・妊婦、障がい者、高齢者などを含む世帯の優先的な入居を求めている情報公開された表記「供覧文書」によれば、H23 年(2011 年)4 月 12 日に住宅課内でこれらが供覧されいているにもかかわらず、なぜ友好都市気仙沼から目黒区への直接的な被災者受け入れ 8 世帯は、区民住宅 3、従前居住者用住宅 2、職員住宅 2、高齢福祉住宅 1 に目的外利用として割り振られ、特定入居は行われなかったのか、区営住宅は使われなかったのか。各種公的住居への割り振り基準はなにか

情報公開請求者の最大の情報公開請求理由はここにあることは、繰り返し明示してきた。 今回この「供覧文書」の存在が明らかになり、それに照らせば、被災者に提供する住居の種別や、その割り振りなどは全国的にもおおきな検討事項であったことが明らかで、目黒区においてもその認識が共有されていたことがわかる。

次の1年後の3月の区議会特別委員会への文書では、割り振りの結果がまとめられているが、この1年間の間で、使用住居・割り振りの基準などが、この「供覧文書」も踏まえ行われたはずである。

この過程を示す文書の存否も含めて、情報公開を求める。以下はその一部であるがそれ 以外の情報公開対象も存在したはずである。各々の開示文書にそってさらにその存在を指 摘する。

# イ 23 目都住第 209 号民間借上住居の検討状況について 2011.4.21 課長決定(以下「請求 ®開示文書2」という。)

保福第 308 号平成 23 年 3 月 12 日宮城県知事→各都県知事

「応急仮設住宅の提供」については既設の公営住宅及び民間賃貸住宅の借り上げ等で対応願います」を受けて、都より「緊急依頼」民間借上の検討状況について:メール 4/21 発、

4/22 回答締め切りこれに 4 月 21 日こたえた課長決裁文書であるが、目黒区は「目黒区は現在、区営の住居及びすでに借上げている住宅を被災者受け入れ用に、友好都市の気仙沼市に提供している。残った住居については被災者全体への募集を検討している」としている。

この決定が存在する以上、4 月 21 日時点ですでに被災者用対象住居種別・提供件数・残件数の認識がある程度確立されていたと考える。この内容を表す情報公開をもとめる。

# ウ 23 目都住第 620 号東日本大震災被災者の公的住宅受入れについて(気仙沼市対象) 2011.5.6 区長決済(以下「請求®開示文書3」という。)

3月12日の国住備第168号をうけ目黒区は4月1日危機管理対策本部において、以下のように気仙沼市へ優先して提供を決定した。東北地方太平洋沖地震被災者等への公的住宅受入れについてH23年4月1日住宅課→危機管理対策本部資料2011.4.1

ここでは 1 経過(1)として「東京都では、区の公的住宅の空き家を調査し、東京都において都営住宅と一緒に被災者に提供することとしたため、目黒区では、従前居住者住宅 3 戸を被災者住宅として活用できる旨東京都に回答した。→この調査結果・回答文書、従前居住者住宅の概要は存在するのか?情報公開を求める。

経過(3)では、「大田区、世田谷区、品川区、文京区、港区では、区民住宅等を、東京都の募集とは別に被災者・避難者住宅として斡旋募集を行っている」→この記述の根拠資料は?情報公開を求める。

公的住宅の受け入れについてでは「調査した結果、被災者用住宅として活用可能な住居を 確保できた(中略)斡旋若しくは募集することとする」として

- (1)気仙沼市被災者を対象として 4 か所 18 戸提供することとする。(次ページー覧・コーポ やなぎ(1K)14 戸・コーポ目黒本町(1DK)1 戸・ラヴィータ(2DK)1 戸
- (2)気仙沼市の入居希望がない場合は、東北地方太平洋沖地震被害者及び福島原子力発電所周辺からの避難者に対して、公募によるあっせんを行うこととする。
- (3)区民住宅については、現在あっせん中であり現時点では空き家がない。4 月中旬をもってあっせん中止し、気仙沼市民の被災者用住宅に

東日本大震災被災者による気仙沼市被災者への公的住宅の提供について H23 年 4 月 20 日住宅課 次のとおり、目黒区内の住居を提供できますので、お知らせいたします。

- 1. 住宅一覧 22 戸(ホーム月光原 2DK:3 戸、ヒルフォートメグロ 3LDK:3 戸が 4/1 に加わる)
- 4. その他受け入れ希望が多数の場合には(中略)上記以外にも、区民住宅 4 戸(2LDK~3LDK 約 60 ㎡)

職員住宅2戸(1K)、教職員住宅2戸(2DK)を確保する用意があります。

これは気仙沼市(あるいは気仙沼市民)への「おしらせ」文と思われるがそれを示す記述・添付文書がない 5/6 区長決済文書の添付資料として示されているが、元の情報、及び関連情報の情報公開をもとめる。

気仙沼への公的住居提供をきめる区長決済文書で、経過では3月中の東京都の都営住宅提供=3/29 抽選で600 戸提供、目黒区内都営住宅は今後、従前居住者住宅3戸を都の募集に提供、このほか区は18戸を確保(2011.4.1 時点)2011.4.20 時点で22戸を「提供できますのでお知らせいたします」さらには教職員住宅などふくめさらに8戸程度の提供も可能としている。が

- ・従前居住者住宅3戸の都への提供の詳細(対象施設など)の情報、
- ・おそらくその後「気仙沼優先」とした時期・理由を示す情報、
- ・現時点では空き家の無い区民住宅なども確保に努めているにもかかわらず区営住宅に全 く触れていない→区営住宅は使用しない意思決定があったと思われるが、それを示す情 報の情報公開を求める。
- エ 23 目都住第947号東日本大震災被災者への公的住宅入居者公募についてH23年5月 30日から6月3日(以下「請求®開示文書4」という。)

(上記目都住第 620 号の決定にもとづき)気仙沼市において二次避難所として入居者募集を行った。結果 8 世帯から希望があったので

- ・ヒルフォートメグロ(区民住宅)家族世帯3
- ・ホーム月光原(従前居住者住宅)単身 1・家族世帯 1
- ・ラヴータ(職員住宅)家族世帯1
- ·東根職員住宅単身1
- ・コーポやなぎ(高齢者福祉住宅)単身1

計 8 戸提供「上記以外に提供可能な高齢者福祉住宅と区民住宅を確保したため、気仙沼市以外に公募を行う」とし、高齢者福祉住宅コーポやなぎ 13 戸、区民住宅トリアス中目黒 3 戸をあげている。

ここでも区営住宅はふれられず、これはなぜか。追加住居設定に区営住宅がない理由がわかる情報を求める

コーポやなぎは当初から対象だったが風呂なし高齢福祉住宅で 1 戸しか応募なし、実質的にトリアス中目黒がくわわるが、他の区民住宅は空きがなかったのか、区民住宅の調査結果などトリアス中目黒のみ 3 戸の空きがこの時点で出た理由がわかる情報を求める。

- オ 23 目都住第 1007 号東日本被災者への公的住宅入居者公募(再募集)について H23 年 6月 15日から 6月 30日(以下「請求®開示文書5」という。)
  - 3 今回追加募集(6/15~6/30 分)14 戸
  - ① コーポやなぎ(高齢者福祉住宅)12 戸 1K 昭和 59 年建築(築 26 年)
  - ② トリアス中目黒(区民住宅)1 戸 2LDK 平成8年建築(築14年)
  - ③ ホーム月光原(従前共住者用住宅)1 戸 2DK 平成 12 年建築(築 11 年)
  - (2)対象者①東北地方太平洋沖地震に伴う地震・津波等による被災者
  - ②福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示などがなされている地域に居住していた方とされている。気仙沼市以外の募集で、コーポやなぎ 1 戸トリアス中目黒 2 戸応募があっ

たと読み取れるが、ホーム月光原が 6/15~分に 1 戸現れるのは気仙沼応募者が「減った」 ためであろうか、辞退や提供中止あるいは入居後の退去をあらわす情報を求める。

# カ 23 目都住第 1662 号東北地方太平洋沖地震避難者へのお尋ねについて(現在の状況や要望等)H23 年 9 月 30 日(以下「請求®開示文書6」という。)

目黒区に避難している世帯(12 世帯)(中略)別紙案のとおり各世帯(■■からの避難者に対しては園長の予定がないため除く)に意向調査の手紙を送付し、調査結果をもとに今後の対応を決定する。

としているが■■からの避難者については■■■が使用期限のため(中略)引っ越し予定を確認する。

等、■■により意味が読み取れない。■■■などの墨塗り部分の公開を求める。個人が特定される情報のみではないことが予想され非公開理由の変更・提示を個々の■■場所ごとに求める。

被災者受入れ住宅入居者一覧 でも

気仙沼市 8 世帯福島県 3 世帯千葉県 1 世帯計 12 世帯人数合計 25 人とあるが個々の世帯の人数は墨塗りである。被災者の状況希望などの調査結果の判断のためにも人数の開示を求める。

また「保健婦」「地元応急仮設住宅」の項目がすべて墨塗りである。ここには○×記入なのか 墨塗りを止め開示を求める。この調査結果が次の 7:「使用期間更新について」であるがそれ においても判明しない。

また別紙調査用紙をみると特に今後の見通しとして①地元へ戻る②東京に住む③その他等の選択記入欄がある。そもそも回答結果に関する情報が公開されていない。結果を表す情報自体が存在するのか、しないのか。存在するなら個々の記入も本来細かく精査して、開示部分を定め公開すべきである。また少なくともこの3つの選択肢への回答数の開示を求める。

# キ 23 目都住第 1879 号「東日本大震災への使用期間更新について」H23 年 10 月 27 日部 長決裁文書(以下「請求B開示文書7」という。)

目黒区の公的住宅へ避難している世帯(■■からの避難者を除く)に対して(中略)意向調査を行った。

とあるが■■の墨塗りの公開を求める

意向調査結果全 11 世帯(10 世帯回収済み)

- (1) 期間使用継続希望■、退去の以降■、退去済■■■■
- (2) 将来の希望地元へ戻りたい■東京に住みたい■未定■

この選択世帯数の■の開示を求める。この数字こそ政策判断、今日から見ての政策評価に 不可欠な情報である。

また2今後の対応策

(2) 東根職員寮の避難者には■■■への移転を依頼する。

この墨塗りの開示を求める。非開示であればこれは以下なり理由に基づく墨塗りなのか、 明示を求める。

さらに調査票 10 件についてもかなり長文の記入が予想される解答用紙も存在する。区への要望など個々の記入も本来細かく精査して、開示部分を定め公開すべきである。また少なくとも期間、将来の希望の選択肢への回答の開示を求める。

# ク 23 目都住第 2785 号「…震災特別委員会報告」2012.3.7 報告(以下「請求®開示文書8」 という。)

東日本大震災被災者等への目黒区公的住宅等の提供について(特別委員会報告資料 H24.3.7))

- ① 人数がなぜ墨塗りであるか。墨塗り解除を求める。人数が入ることで氏名など特定できるとは思えない
- ② その他がなぜ墨塗りであるのか。墨塗り解除を求める。おそらく震災から 1 年未満で退去した事例 2 件の表現と思われるが、墨塗は 3 件に及んでいて特定できない
- ③ 「3:住宅の位置づけについて」で、「気仙沼市が、応急仮設住宅に入っている被災者の、 地元応急仮設住宅への申し込みを認めていない」とある。いつから、なぜなのか、しめす 情報を求める。

このことについては、3 月 7 日当該委員会上で、住宅課長は次のように述べている(議事録より)

○高雄住宅課長 申しわけございません。いつ幾日というのは、ちょっと今資料が見当たりませんけれども、これは気仙沼市のほうから目黒区に対しまして通知がございました。当市の応急仮設住宅に入所にするためには、他の自治体の応急仮設住宅に入所をしている場合については、認めないという方針でございます。ということで、通知がまいりました。ここの、気仙沼市からの通知それへの対応文書は情報公開請求の対象範囲であると思うが、存在するのか

# (3) 請求©

#### 審査請求の要点

- ア 三田フレンズ内住居施設は幾度となくその施設資料形態において、地区整備事業・従前居住者住宅、区営住宅、区民住宅、高齢福祉住宅などへの変更が行われ、さらに「目的外利用」 も繰り返されてきた。三田フレンズの住居施設における使用状況は概ね下記のごとく把握したが、
  - ① 「目的外利用」の実態がわかるものがない。対象住戸・目的外の理由・使用開始―終了 を示すものの公開を
  - ②各住戸の空き家の発生時点が明らかでない。用途変更の理由としてその時点での空室数は触れられているが、いつから何戸空き室となったかの資料は不存在なのか? 公開を求める。

- イ 三田フレンズの各階配置図、従前居住者・区民住宅・区営住宅・高齢者福祉住宅などの用途別がわかる資料を示せ。25 目都住第 1559 号、3 目都住第 1169 号など配置図が黒塗りされていて読み取れない。黒塗りを解除せよ
- ウ 区議会議事録より平成 27 年 10 月 14 日都市環境委員会

【報告事項】(6)東日本大震災避難者への目黒区公的住宅の提供について

○酒井住宅課長 事前にちょっと意向を確認して、供与期間が1年延びること、その後、供与期間の終了までに目黒区に引き続きいる場合は転宅が必要となることをお伝えしたところ、該当の4世帯とも、転居をして目黒区に存住したいという、そういったご意向をお示しになっております。

と発言しており、これが平成 27 年前後の区民住宅の存続に大きくかかわるものと思われる。この「意向を示している」ことを裏付ける資料は不存在なのか?公開を求める。

同様に平成 22 年、25 年、27 年 29 年、令和 2 年の用途変更について、条例改正案などで理由なども触れられているが、その変更理由の根拠となる資料は存在しないのか?重要な政策決定である以上、立案請求に至る過程での調査資料・議論過程が存在すると思われる。不存在なのか?公開を求める。

以下、審査請求の理由として公開された各文書の概要、問題点指摘を列挙する。

# 審査請求の理由

2022 年 7 月 7 日入手した情報公開決定(R4 年 6 月 30 日付第 688 号三田フレンズ内住居施設の変遷)公開文書ごと時系列順に整理し、公開不十分な点を以下列挙する。

# 【三田フレンズ住居施設】

	地区整備事業		区民住宅	区営住宅		高齢者福祉住宅			合計
	従前居住者	建替用	3DK	2DK	3DK	1DK	2DK	協力員	
H7.2	36								
1995									
H21	34	2							
2009	(空 14)								
H22	20	2	4			10		1	36
2010									<b>★</b> 1
H23									
H24	20(空9)	2							
H25	13	0	4(空1)	1	4	12	2		36
H26	13(空3)		4(空4)	1	4	12	2	1	
H27	12(空 2)		4(空4)	1	4	13	2	1	37
2015									<b>★</b> 2
H28			4(空0)						
H29	11		4	2	4	13	2	1	37

H30								
R1								
2019								
R2	11(空 4)	4(空3)						
R3	7	2(空1)	2	8	13	4	1	37

- 注★1 地区整備事業住宅目的外入居 H22 2 戸 H23 1 戸
  - ★2 気仙沼被災者 2 戸 ヒルフォートメグロから転居。他被災者 2 戸も借上げ区民住宅から 転居

# ア 25 目都住第 1367 号三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する 2013.9.20 立案請求

三田地区整備事業(中略)住宅を提供することを目的として平成 6 年度(1994)設置した。 しかし平成 12 年(2000)8 月 25 日をもって、設置目的であった事業が完了したため、以降の 新規入居者はなく空家が生じている。このことから、今後は住宅に困窮する定額所得者を対 象とする区営住宅及び高齢者福祉住宅としてその一部を活用することを決定する。用途廃止 住戸 9 戸

条例新旧対照表 従前居住者用住宅 20 立替用住居 2 → 従前居住者用住居 13

イ 25 目都住第 1368 号三田地区整備事業住宅条例施行規則の一部を改正する 2013.9.20 立案請求

アの条例改正に伴い、施行規則第3条、第4条(立替住居関連)を削除するもの

ウ 25 目都住第 1559 号三田地区整備事業住宅の一部用途変更について(政策決定会議への付議要求)2013.10.17 企画経営部長あて 都市整備部長決裁(以下「請求©開示文書1」 という。)

2013.10.17 企画経営部長あて 都市整備部長決裁

·「主な経過」平成4年8月19日 事業決定(建設省東住市発第67号)(1992) 平成6年度 整備事業住宅設置

平成 12 年 8 月 25 日 整備事業完了(2000)

平成12年9月 空き室の目的外利用開始

平成24年9月 空き室の目的外利用終了

2013.10.24-11.12 同文 政策決定会議資料 住宅課(10/24 は高齢福祉課・住宅課連名) 1:これまでの経緯(2)目的外利用 空き家に有効活用を図るため、これまで当分の間として

- ①大震災時などの避難住民に対する住宅提供
- ②区内の火災罹災者に対する緊急避難住宅
- ③時限的利用として耐震化を目的とする建替えのための仮住居として提供
- ④区営住宅の建替えに伴う仮移転先としての目的外利用 を行って
- 2:用途変更の考え方

- ・高齢者福祉住宅(10 戸)と区民住宅(4 戸)が併設されている。空き室が点在していることから、他の用途に「転用するのは難しいため、併設施設の数の増を優先的に考えた。
- ・区民住宅は 4 戸あるが 1 戸空き室の状態であり、増室しても空き室となる可能性がある。(中略)区営住宅とすることとした。

従前 22 戸(建替 2 戸含む)→空室 9 戸→高齢福祉 4 戸(1DK 2 戸 "2DK 2 戸) 区営住宅 5 戸

- ★付録 2-6 階住戸図が黒塗りのため、「空き家が点在している」ことがわからない。黒塗り を廃止せよ
- エ 25 目都住第 1600 号地区整備事業住宅の一部用途廃止及び一部用途変更について 2013.9.24 部長決定(以下「請求©開示文書2」という。)

空き住戸9戸を、区営5戸、高齢福祉4戸に用途変更 区営5戸の指定管理者を定める。

オ 25 目都住第 1642 号政策会議議事結果の通知 2013.10.29 部長決定

第 1559 号が 2013.1-.24 H25 年度第 20 政策決定会議で決定した(目企政第 24 号の 21)

カ 25 目都住第 1908 号整備事業住宅の用途廃止報告書の提出 2013.12.5(以下「請求©開 示文書3」という。)

東京都知事あて目黒区長名 用途変更報告書の国土交通大臣への進達について(依頼) 9戸の用途変更の国交省への届を東京都に依頼するもの

ア〜カ ここまでが 2013 年に従前居住者 22 戸中、空き室の 9 戸を区営 4 戸・高齢福祉 5 戸の変更関連

- キ 27目都住第1640号三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する立案請求 2015.9.25 「平成 25 年 12 月 空き住戸 9 戸を区営住宅及び高齢福祉住宅に転用したところであるが、その後に生じた空き住戸(1DK 1 戸)を高齢福祉住宅に転用」条例改正
- ク 27 目都住第 1722 号政策決定会議への付議要求(三田住宅転用、東日本大震災被災者) 2015.9.30(以下「請求⑥開示文書4」という。)

別紙1として 都市整備部長より企画経営部長あて 次の2枚が

- ①三田地区整備事業住宅の一部用途変更(案) 現在空き家になっている 1 住宅を高齢者福祉住宅に
- ②東日本大震災被災者への目黒区公的住宅の提供について(案)

「提供中の借上型区民住宅 2 住宅については平成 28 年度中に賃貸者契約を満了することから、居住者の意向を確認した上で、現在空き家のある直営の区民住宅に移っていただくことを予定している。」

ともに平成27年10月14日 都市環境委員会・生活福祉委員会へ報告予定としている。 政策決定会議資料 H27年10月7日 都市整備部住宅課として 以下

「東日本大震災避難者への目黒区公的住宅の提供について(案)」

「当初 6 カ月の使用を許可し、その後 6 カ月の更新を 4 回(平成 23 年 12 月、24 年 6 月、12 月及び 25 年 6 月)、1 年の延長を 1 回(25 年 12 月)行ってきた(中略)その後

宮城県「入居日から 5 年間」、福島県「H28 年 3 月末」に供与期間を延長してきた。この度、被災県から各都道府県知事に対し供与期間をさらに 1 年間延長する要請があり、(中略)目黒区も(中略)東京都に合わせ延長し、引き続き公的住宅を提供することとした。

など、借り上げ型区民住宅は、2住宅とも供与期間中に区との賃貸借契約を満了すること となることから、居住者の意向を確認した上で、満了前に直営の区民住宅に移っていただく ことを予定している。

#### 関連議事録挿入

平成 27 年 10 月 14 日 都市環境委員会

【報告事項】(6)東日本大震災避難者への目黒区公的住宅の提供について

# ○酒井住宅課長

提供する住宅につきましては、借り上げ期間が終了しますため、その後、区有の区民住宅に移っていただくということで考えておりますが、こちら具体的には先ほど御説明いたしました三田フレンズ内にあります区民住宅、こちらが4戸ありまして、現在4戸とも空き室となっておりますので、そちらのほうにお移りいただくということで今後進めてまいりたいと思います。

# ○酒井住宅課長

事前にちょっと意向を確認して、供与期間が1年延びること、その後、供与期間の終了までに目黒区に引き続きいる場合は転宅が必要となることをお伝えしたところ、該当の 4 世帯とも、転居をして目黒区に在住したいという、そういった御意向をお示しになっております。

**ケ 27 目都住第 1916 号政策決定会議議事結果の通り(平成 27 年度第 19 回) 供覧** 目企政第 22 号の 15 平成 27 年 10 月 7 日

上記、住宅の一部用途変更(1 戸を高齢者福祉住宅に) 東日本大震災避難者への公的住宅の提供について ともに「決定した」

コ 27 目都住第 2366 号三田地区整備事業住宅の一部用途変更について(協議)2015.12.4 (以下「請求©開示文書5」という。)

用途変更 1 戸の財産管理規則第 37 条規定に基づく協議 資料から H25 年度転用は 3DK63.15 ㎡ 4 戸と、2DK45.04 ㎡ 1 戸とを区営住宅にしたものとわかる。

サ 27 目都住第 2336 号事業住宅小野用途廃止報告書の提出 2015.12.7(以下「請求©開示 文書6」という。)

都知事あて、国土交通大臣への進達依頼・廃止報告 キ〜サ ここまでが 2015 年 1 戸を高齢者福祉住宅に変更する過程。

- シ 29 目都住第 1955 号整備事業住宅条例の一部を改正する立案請求 2015.12.11 決定 三田地区整備事業住宅の戸数は 11 戸とする。現在までに 10 戸の空室が発生しており、区 営住宅及び高齢者福祉住宅に転用している。
- ス 29 目都住第 1956 号目黒区営住宅条例の一部を改正する立案請求(三田1丁目アパート 戸数変更) 2017.12.12

上記サにより整備住宅 1 戸廃止(11 戸に)

「この廃止 1 戸について、三田地区整備事業住宅と同じ建物内(三田フレンズ)にある区営 三田 1 丁目アパート(5 戸から 6 戸へ)として転用するにあたり、区営住宅条例の一部を改 正する」

「平成 25 年(2013)12 月に 5 戸を区営三田 1 丁目アパートとして設置した」

セ 29 目都住第 1997 号政策決定会議への付議要求(三田地区整備事業住宅の一部用途変更) 2017.12.15

政策決定会議資料 H29 年 12 月 21 日住宅課によれば

- 1 これまでの経緯
  - (3)一部用途変更の実績 H25 年度と H27 年度空き住戸の用途変更、今回は3回目
- 2 変更内容

三田地区整備事業住宅 1DK 1 戸、2DK 6 戸(1 戸減)、3DK 4 戸 $\rightarrow$ 11 戸 高齢者福祉住宅 1DK 13 戸、2DK 2 戸 $\rightarrow$ 15 戸

協力員住宅 2DK 1 戸

区民住宅 2DK1 戸

区営住宅 H30年2月14日都市環境委員会に報告予定

- ソ 29 目都住第 2059 号政策決定会議結果の通知(平成 19 年第 24 回)2017.12.22 セの決定通知
- 夕 29 目都住第 2621 号整備事業住宅の用途廃止報告書の提出 2018.3.9(以下「請求©開 示文書7」という。)

1戸廃止 1ヶ月以内に国土交通大臣あて報告 東京都へ進達依頼 サと同様

チ 29 目都住第 2655 号整備事業住宅の一部用途変更(契約課協議)2018.2.28(以下「請求 ©開示文書8」という。)

整備住宅 2DK 1 戸を区営住宅に。区営住宅は 2DK 2 戸、3DK 4 戸 計 6 戸に コと同様

ツ 30 目都住第32 号整備事業住宅の一部用途変更(回答)2018.4.2 収受

目総契第 8434 号 総務部長→都市整備部長あて 回答(17 に対して) 異議なし ここまでシ〜ツ 2017 年の、地区整備事業→区営住宅(2DK 1 戸)変更関係

テ 3 目都住第 1064 号政策決定会議への付議要求(地区整備事業住宅及び三田1丁目区民 住宅の一部用途変更)2021.7.1

政策決定会議資料 住宅課 R3.7.8(案) R3.8.4(表題「三田フレンズ内の」加わるが本文 同文)

地区整備事業住宅 2DK  $6\rightarrow 4$  戸に 3DK  $4\rightarrow 2$  戸に 1DK 1 戸 合わせ合計 7 戸に 高齢者福祉住宅 2DK 2 戸 $\rightarrow 4$  戸に 1DK 13 戸 協力員住宅 1 戸 合わせ合計 18 戸に 区営住宅 3DK  $4\rightarrow 8$  戸に 2DK 2 戸 あわせて合計 10 戸に

区民住宅 3DK 4→2 戸に 合計 2 戸に

総計 37 戸

- (2)三田地区1丁目区民住宅
  - 「居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、中堅ファミリー世帯用住宅として、 平成 7 年(1995)3 月に 4 戸設置された(中略)平成 26 年(2014)に入居者退去後は 空き室となっていたため、東日本大震災の応急仮設住宅として、平成 28 年(2016)5 月から避難者を受け入れてきた。現在(2021)は避難者の受け入れ期間が終了したこ とに伴い、3 戸が空き室となっている。」
  - 3 変更内容(1)「なお残る1戸は明渡しを求めている1戸と合わせて、今後、検討していく」
- ト 3 目都住第 1169 号地区整備事業住宅条例の一部を改正する立案請求 2021.7.1(以下「請求②開示文書9」という。)

「このたび退去に伴う空室(2 戸)が発生し、また、これまで地元地域の建て替えのために使用する整備住宅(2 戸)についても、地元との協議を行ったところ、用途変更し利用することが了承されたため」三田地区整備事業住宅条例 11 戸から 7 戸に住宅戸数変更

「資料 三田地区整備事業住宅等配置図」

- ①R3.7.1 現在 ②R3.7.1 区営住宅部分網掛け ③R2.4.1 区営住宅部分網掛け
- ④R 元年 8 月 27 日 ⑤H31.4.1 区営住宅部分網掛け ⑥H30.4.1 区営住宅部分網掛け
- ⑦H29.8.8 区営住宅部分網掛け ⑧H27.12.4 現在 用途変更(高齢者福祉住宅へ転用 予定) ⑨三田地区整備事業住宅等入居状況と用途変更
- 9枚の図があるがいずれも黒塗りで内容判定できず
- ナ 3 目都住第 1171 号区営住宅条例の一部改正(三田 1 丁目アパート戸数変更)2021.7.12 (以下「請求©開示文書10」という。)

上記トと同様で区営住宅戸数を 6 戸→10 戸(整備事業より 2 戸、区民住宅より 2 戸)に変更する。

- 二 3 目都住第 1181 号政策決定会議議事結果の通知(令和 3 年度第 13 回)2021.7.12 2021.7.8 回債の政策決定会議で決定したむね通知。
- ヌ 3 目都住第 1802 号地区整備事業住宅の用途廃止報告書の提出 2021.10.4(以下「請求 ©開示文書11」という。)

目黒区長名 都知事あて 国土交通大臣への進達依頼 地区整備事業住宅 11 戸のうち 4 戸を高齢者福祉住宅(2 戸)区営住宅(2 戸)に用途変更

ネ 3 目都住第 2738 号行政財産一部用途変更及び財産台帳の補正(協議)2021.10.1(以下「請求⑥開示文書12」という。)

整備事業住宅、区民住宅の4戸を区営住宅に変更する→財産台帳変更など求める

- ノ 3 目都住第 2739 号地区整備事業住宅の行政財産一部用途変更(高齢福祉課への所管替え分)2021.10.1(以下「請求@開示文書13」という。)
  - 三田地区整備事業住宅→高齢者福祉住宅コーポ三田 2DK 2 戸
- 八 3 目都住第 2819 号地区整備事業住宅及び目黒区立区民住宅の行政財産一部用途変更 及び財産台帳の補正

- ヒ 3 目都住第 2820 号地区整備事業住宅の行政財産一部変更(高齢福祉課への所管替え分) 2021.10.1
- フ 3 目都住第 2835 号地区整備事業住宅の一部財産引継ぎ(高齢福祉課への所管替え分) 2021.10.1(以下「請求©開示文書14」という。)
- へ 3 目都住第 2847 号地区整備事業住宅の一部財産引継ぎ(高齢福祉課への所管替え分) (受領)2021.10.1

目総契第 2462 号 2021.10.1 総務部長→都市整備部長あて 受領文書を住宅課供覧したもの

以上

#### 2 実施機関の主張(弁明書)

#### (1) 請求(A)

# ア 請求 ( ) 開示文書 1

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、区民住宅返還に伴う建物所有者からの要望通知書の開示を求めている。

区民住宅返還に伴う建物所有者からの要望通知は、区民住宅ヒルフォートメグロの借上 げ期間満了に伴う移管手続き等に関する事項である。そのため、建物所有者の意思決定を 含む内容であることから、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業に関する情報 であって、公にすることにより当該法人等又は個人に明らかに不利益を与えることとなるため、 条例第7条第2号の規定により、要望通知書を黒塗り不開示としたものである。

#### イ 請求 (利用示文書2)

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 各階図面中各戸間取り図について、各戸の入居者=個人が特定されないので、個人生活情報とは言えないとし、黒塗りを解除するように求めている。

各居室間取り図は、居住者がどのような住戸に居住しているかが明らかになる個人生活に関する情報であり、開示することにより防犯上の問題が生じるおそれがあり、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、各戸間取り図を不開示としたものである。

# ウ 請求(A)開示文書3

審査請求人は、本審査請求において、建物賃貸借契約の終了に伴う借上型区民住宅の廃 止について、その入居継続の可否及び宮城県への連絡を裏付ける資料の公開を求めている。

当該行政情報は、本件処分において求めた行政情報の開示の請求内容及び請求内容を明らかにし、行政情報を特定するために開示請求時に実施した聞き取りのいずれにおいても、請求内容に含まれるとの意向が示されておらず、審査請求においてはじめてその主張がされたものであって、審査請求の前提となる本件処分の内容と異なるものであるため、本件を審査請求の対象とすることは不適法である。

#### 工 請求 А開示文書4

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 入退去意向調査を行った入居者名簿の対象戸数のわかるよう開示を求めている。

当該行政情報は、入居者の個人生活に関する情報であって、条例第 7 条第 1 号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの)」に該当するため不開示としたものである。

なお、請求人が求める対象戸数については、本件処分に係る開示請求書により開示を求められた請求④開示文書 5 により開示をしているため、本件を対象戸数の把握を目的とした審査請求とすることは不適法である。

### オ 請求A開示文書5

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 入退去意向調査の実施結果について、回答内訳の開示を求めとともに、調査対象住居に、 避難者2戸が含まれない理由の開示を求めている。

入退去意向調査の回答内訳は、入居者個人の入居継続・退去・検討中の意向が反映された個人生活情報が含まれ、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、回答内訳を不開示としたものである。

また、審査請求人は、本審査請求において、入退去意向調査の対象住戸に避難者が含まれていないことについて、その理由を裏付ける資料の公開を求めているが、上記ウと同様に、本件を審査請求とすることは不適法である。

### 力 請求 А開示文書 6

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、ヒルフォートメグロの入居者意向調査の実施結果について、回答内訳の開示を求めている。

入居者意向調査の回答内訳は、入居者個人の入居継続・退去・検討中の意向が反映された個人生活情報であって、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、回答内訳の戸数を不開示としたものである。

#### キ 請求 ( ) 開示文書 7

審査請求人は、本審査請求において、区民住宅ヒルフォートメグロを退去した入居者の保 証金返還について、当該対象戸数と残戸数の理由を裏付ける資料の公開を求めている。

当該行政情報は、上記ウと同様に、本件を審査請求とすることは不適法である。

#### ク 請求係開示文書8

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 応急仮設住宅返還届の提出について、当該住宅を退去した入居者の移転先の開示を求めて いるとともに、区の指定管理者が届を提出するに至ったのかの経過を示す文書の公開を求 めている。 応急仮設住宅返還届の移転先は、入居者の住所、氏名等個人生活情報を含むものであって、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、応急仮設住宅返還届を不開示としたものである。

また、審査請求人は、本審査請求において、指定管理者東急コミュニティーが応急仮設住 宅返還届を目黒区に提出するに至った経過を示す資料の公開を求めているが、上記ウと同 様に、審査請求の前提となる処分の内容と異なるため、本件を審査請求とすることは不適法 である。

### ケ 請求 ( ) 開示文書9

審査請求人は、本審査請求において、平成28年9月15日をもって建物賃貸借契約終了 した区民住宅ヒルフォートメグロに何戸継続して入居したかを裏付ける資料の公開を求めて いる。

当該行政情報は、上記ウと同様に、審査請求の前提となる処分の内容と異なるため、本件を審査請求とすることは不適法である。

# コ 請求A開示文書10

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 東日本大震災に伴う応急仮設住宅の入居届の提出について、入居届の住宅名の開示を求 めるとともに、他の1戸の去就について情報開示を求めている。

応急仮設住宅の入居届は、入居者の住所、氏名等個人生活情報を含んだものであり、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、入居届を不開示としたものである。

また、審査請求人は、本審査請求において、応急仮設住宅に入居した被災者 2 戸のうち 1 戸が、結果どこに入居したのか裏付ける資料の公開を求めているが、当該行政情報は、本件処分に係る開示請求書により開示を求められた行政文書(28 目都住第 1521 号「東日本大震災に伴う応急仮設住宅の入居届の提出について」)により開示をしているため、本件を審査請求とすることは不適法である。

# サ 請求 (A)開示文書11

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、応急仮設住宅に一時入居した入居者の物品受領書の住宅名の開示を求めている。

応急仮設住宅の物品受領書は、入居者の住所、氏名等個人生活情報を含んだものであり、 条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合す ることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、 受領書を不開示としたものである。

なお、28 目都住第 1521 号は「物品受領書の提出について」ではなく、「東日本大震災に伴 う応急仮設住宅の入居届の提出について」の文書である。

# シ 請求 (A開示文書12

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 応急仮設住宅移転に伴う入居者の移転先の開示を求めるとともに、これにかかわる宮城県 あるいは気仙沼市への連絡はなかったのか、存否も含め情報公開を求めている。

応急仮設住宅移転に伴う請求書の送付先は、入居者の住所であり個人生活情報を含むものであって、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、応急仮設住宅移転に伴う請求書の送付先を不開示としたものである。

また、審査請求人は、本審査請求において、応急仮設住宅移転について、宮城県、気仙沼市への連絡を裏付ける資料の公開を求めているが、上記ウと同様に、審査請求の前提となる処分の内容と異なるため、本件を審査請求とすることは不適法である。

#### ス 請求 (利用示文書13

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 指定管理者東急コミュニティーから目黒区に報告のあった、応急仮設住宅転居に伴う退去確 認について、入居者の移転先の開示を求めているとともに、当該文書が1戸のみの理由を求 めている。

入居者の移転先は、入居者の住所、氏名等個人生活情報を含んだものであり、条例第 7 条第 1 号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、応急仮設住宅転居に伴う退去確認の移転先を不開示としたものである。

また、審査請求人は、本審査請求において、指定管理者東急コミュニティーから目黒区に報告のあった、応急仮設住宅転居に伴う退去確認について、当該件数が 1 件であることを裏付ける資料の公開を求めているが、上記ウと同様に、審査請求の前提となる処分の内容と異なるため、本件を審査請求とすることは不適法である。

#### セ 請求 A開示文書14

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 応急仮設住宅移転に伴う移転料の支出について、入居者の移転先の開示を求めている。

入居者の移転先は、入居者の住所、氏名など個人生活情報を含んだものであり、条例第 7 条第 1 号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、応急仮設住宅転居に伴う移転先を不開示としたものである。

# ソ 請求 (A)開示文書15

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 応急仮設住宅の鍵の受領書提出について、住宅名、指定管理者名の開示を求めている。

応急仮設住宅を退去した入居者の移転先の住宅名は、入居者の住所、氏名等個人生活情報を含んだものであるとともに、指定管理者名は、当時移転先の住宅が入っている建物を管

理する指定管理者であるため、これを明らかにすることで、移転先の住宅を特定することにつながり、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、応急仮設住宅の鍵の受領書提出について、住宅名、指定管理者名を不開示としたものである。

# 夕 請求A開示文書16

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、 応急仮設住宅を退去した入居者の応急仮設住宅返還届の提出について、返還届の住宅名 の黒塗りを解除するように求めている。

応急仮設住宅返還届の住宅名は、入居者の部屋番号を含むものであり、条例第 7 条第 1 号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、応急仮設住宅返還届の住宅名を不開示としたものである。

#### チ 補足

審査請求人に対しては、審査請求の前提となる本件処分の行政情報の開示の請求内容と 異なるものであることから、改めて行政情報の開示の請求をするよう審査請求書の提出を受 けた際に教示したものの、審査請求人はこれに応じず、審査請求が出されたものである。

#### (2) 請求®

#### ア 請求®開示文書1

審査請求人は、本審査請求において、気仙沼から目黒区へ受け入れた被災者世帯の入居 に関して、目的外利用とした理由、特定入居が行われなかった理由、区営住宅は使われなか った理由及び各種公的住居への割り振り基準を示す文書の情報公開を求めている。

請求人が求めている目的外利用とした理由、特定入居が行われなかった理由、区営住宅は使われなかった理由を示す行政情報は、本件処分において求めた行政情報の開示の請求内容及び請求内容を明らかにし、行政情報を特定するために開示請求時に実施した聞き取りのいずれにおいても、請求内容に含まれるとの意向が示されておらず、審査請求においてはじめてその主張がされたものであって、審査請求の前提となる本件処分の内容と異なるものであるため、本件を審査請求の対象とすることは不適法である。

また、各種公的住居への割り振り基準を示す行政情報は、当該文書を作成しておらず、行政情報を保有していないため、当該情報についても開示請求の対象外としたところである。

#### イ 請求®開示文書2

審査請求人は、本審査請求において、当該文書の決定がされた平成 23 年 4 月 21 日時点で目黒区の被災者用対象住居種別・提供件数・残件数がある程度確立されていたと考え、この内容を表す文書の情報公開を求めている。

当該行政情報は、本件処分に係る開示請求書により開示を求められた行政文書(23 目都住第 620 号)で開示しているため、本件を審査請求とすることは不適法である。

## ウ 請求®開示文書3

審査請求人は、本審査請求において、次の6点の行政情報の公開を求めている。

- (ア) 東京都の公的住宅の空き家調査の結果・回答文書、従前居住者住宅の概要の文書
- (イ) 「大田区、世田谷区、品川区、文京区、港区では、区民住宅等を、東京都の募集とは 別に被災者・避難者住宅として斡旋募集を行っている」記述の根拠資料
- (ウ) 気仙沼市への「おしらせ」文と思われる添付文書について、元の情報、及び関連情報
- (エ) 従前居住者住宅 3 戸の都への提供の詳細の情報 (ア)から(エ)までの行政情報は、上記アと同様に、本件を審査請求とすることは不適 法である。
- (オ)「気仙沼優先」とした時期・理由を示す情報 気仙沼優先とした「時期」について当該行政情報は、本件処分に係る開示請求書により開示を求められた行政文書(23 目都住第 620 号)で開示しているものであり、本件を審査請求とすることは不適法である。
- (カ) 区営住宅を使用しない理由を示す行政情報の開示 当該行政情報は、当該文書を作成しておらず、行政情報を保有していないため、当 該情報についても開示請求の対象外としたところである。

## 工 請求®開示文書4

審査請求人は、本審査請求において、以下の2点の行政情報の公開を求めている。

- (ア) 追加住居設定に区営住宅がない理由がわかる情報 当該行政情報は、当該文書を作成しておらず、行政情報を保有していないため、当 該情報についても開示請求の対象外としたところである。
- (イ) トリアス中目黒のみ3戸の空きがこの時点で出た理由がわかる情報 当該行政情報は、上記アと同様に、本件を審査請求とすることは不適法である。

# 才 請求®開示文書5

気仙沼市受入れ住宅以外の募集で、ホーム月光原が1戸現れるのは気仙沼市の応募者が 「減った」ためなのか、その理由として辞退や提供中止あるいは入居後の退去をあらわす情報 を求めている。

当該行政情報は、当該文書を作成しておらず、行政情報を保有していないため、当該情報についても開示請求の対象外としたところである。

# 力 請求®開示文書6

審査請求人は、本審査請求において、目黒区公営住宅へ避難している世帯に対して、現在の状況や要望等を把握するための調査の回答結果について、文書の公開を求めている。

当該行政情報は、本件処分に係る開示請求書により開示を求められた行政文書(23 目都 住第 1879 号)で部分開示しているものである。

また、本件処分において不開示とした行政情報の開示を求めており、不開示理由は以下のとおりである。

(ア) 起案理由の気仙沼市以外の避難者の被災地名、現在の状況や要望

当該起案理由の不開示には、気仙沼市以外の避難者の被災地名、現在の状況や要望が記載されており、当該行政情報は、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、不開示としたものである。

- (イ)被災者受入れ住宅入居者一覧表の「人数」「保健婦」「地元応急仮設住宅」の項目 当該行政情報は、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができる もの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも のを含む。)」に該当するため、不開示としたものである。
- (ウ) 別紙調査の結果を示す情報の開示

当該行政情報は、本件処分に係る開示請求書により開示を求められた行政文書(23目都住第 1879 号)で部分開示しているものであり、本件を審査請求とすることは不適法である。

#### キ 請求®開示文書7

審査請求人は、本件処分において不開示とした行政情報の開示を求めており、不開示理由 は以下のとおりである。

(ア) 起案理由の意向調査結果の数字

当該起案理由の不開示部分は、気仙沼市以外の避難者の被災地名、現在の状況や要望を記載したものであり、当該行政情報は、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの)」に該当するため不開示としたものである。

(イ) 起案理由の今後の対応策(2)東根職員寮の避難者の移転依頼先

当該起案理由の不開示部分は、避難者の移転先が記載されているものであり、当該 行政情報は、条例第 7 条第 1 号に規定する「特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを 含む。)」に該当するため、不開示としたものである。

#### (ウ) 調査票

当該調査票の不開示部分は、避難者の現在の状況や要望が記載されたものであり、 当該行政情報は、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、不開示としたものである。

# ク 請求®開示文書8

審査請求人は、本審査請求において、当該添付文書「東日本大震災被災者等への目黒区公的住宅等の提供について」の不開示とした行政情報のうち、墨塗り部分の公開を求めており、不開示理由は以下のとおりである。

(ア) 気仙沼市被災者の受入れ状況の人数

当該委員会資料の人数の不開示部分は、特定の住宅ごとの被災者の入居人数を記載したものであり、当該行政情報は、条例第 7 条第 1 号に規定する「特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するため、不開示としたものである。

#### (イ) 気仙沼市被災者の受入れ状況のその他の記載

当該委員会資料のその他の不開示部分は、被災者の退去先を記載したものであり、 当該行政情報は、条例第 7 条第 1 号に規定する「特定の個人を識別することができる もの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるも のを含む。)」に該当するため、不開示としたものである。

また、本審査請求において、気仙沼市が、応急仮設住宅に入っている被災者の地元 応急仮設住宅への申し込みを認めていないこととした時期及び理由の情報公開を求めているが、上記アと同様に、本件を審査請求とすることは不適法である。

## ケ 補足

審査請求人に対しては、審査請求の前提となる本件処分の行政情報の開示の請求内容と 異なるものであることから、改めて行政情報の開示の請求をするよう審査請求書の提出を受 けた際に教示したものの、審査請求人はこれに応じず、審査請求が出されたものである。

#### (3) 請求©

#### ア 公表情報又は不存在とした行政情報について

審査請求人により開示を求められた行政情報のうち、三田フレンズ住居施設の区設定戸数 (年次別)とは、当該住居施設における戸数であって、目黒区三田地区整備事業住宅条例第7 条に定める戸数及び毎年度発行している都市整備部事業概要において既に公表されている 情報であるため、当該情報は開示請求の対象外とした。

また、三田フレンズ住居施設の実入居戸数(年次別)については、当該文書を作成しておらず、行政情報を保有していないため、当該情報についても開示請求の対象外としたところである。

審査請求人は、本件審査請求において、開示された行政情報の中に「目的外利用」の実態がわかるものがないとして、対象住戸・目的外理由・使用開始 - 終了を示す行政情報の公開について、また、各住戸の空家の発生時点が明らかでないため、いつから何戸が空き室となったのかの資料の公開について、それぞれ本件審査請求において求めている。

しかし、審査請求人が本件審査請求において開示を求めている行政情報については、本件処分において求めた行政情報の開示の請求内容及び請求内容を明らかにし、行政情報を特定するために開示請求時に実施した聞き取りのいずれにおいても、請求内容に含まれるとの意向が示されておらず、審査請求においてはじめてその主張がされたものであって、審査請求の前提となる本件処分の内容と異なるものであるため、本件を審査請求の対象とすることは不適法である。

なお、審査請求人に対しては、審査請求の前提となる本件処分の行政情報の開示の請求 内容と異なるものであることから、改めて行政情報の開示の請求をするよう教示したものの、 審査請求人はこれに応じず、審査請求が出されたものである。

# イ 条例第7条第1号の規定に該当するとして不開示とした行政情報について

審査請求人は、本件審査請求において、本件処分において不開示とした行政情報のうち、三田フレンズの各階配置図の開示を解除するように求めている。

三田フレンズの各階配置図には、当該住宅における用途(区民住宅、区営住宅、高齢者福祉住宅等の別)が記載されており、それらを開示することにより、居住者がどのような募集の要件(年齢等)でその住戸に居住しているかが明らかになる情報を含んでいるため、条例第7条第1号に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

また、配置図内には「公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とそうでないものとが混在しているが、明確に切り分けて開示することが困難なため、条例第8条第1項に規定する「実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報が記録されている部分がある場合において、当該部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、当該部分を除いて当該行政情報の開示をしなければならない。」に該当しないため、配置図全体を不開示としたものである。

# ウ その他審査請求人が本件審査請求において公開を求めている行政情報について

審査請求人は、本件審査請求において、平成 27 年 10 月 14 日都市環境委員会における住宅課長の発言を引用し、東日本大震災避難者の意向を裏付ける資料の公開を求めている。また、平成 22 年、25 年、27 年、29 年、令和 2 年の用途変更について、根拠となる資料(立案請求に至る過程での調査資料・議論過程)についての行政情報の公開を求めている。

しかし、審査請求人が本件審査請求において開示を求めている「審査請求の要点ウ」の行政情報については、上記アと同様に、本件を審査請求とすることは不適法である。

また、審査請求人が本件審査請求において開示を求めている行政情報については、本件処分において用途変更に関わる行政情報を開示又は部分開示済みであって、本件を審査請求とすることは不適法である。

# 第3 審査会の判断

審査請求人は、請求®から請求©までについて、「本処分の開示範囲の拡大と非開示理由の 再検討を求める」とし、別途、審査請求の理由及び審査請求の追記を審査庁へ提出した。

審査請求の追記は多岐にわたるが、概ね以下の3点に要約できる。

- 1 開示された行政文書に存在する不開示部分の開示
- 2 開示された行政文書をもとに審査請求人が新たに存在すると推測した文書の開示
- 3 行政文書不存在という不開示理由への疑義

以下、審査請求人の各主張を検討する。

#### 1 開示された行政文書に残る不開示部分の開示

# (1) 請求 (4) 開示文書 1 について

審査請求人は、上記行政文書に存在する「黒塗りを解除して公開を求め」ている。これに対し 実施機関は、目黒区情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第2号に基づき、「建物所有 者の意思決定を含む内容であることから、法人その他の団体又は事業を営む個人の当該事業 に関する情報であって、公にすることにより当該法人または個人に明らかに不利益を与えるこ ととなる」ので不開示にすべきであると主張している。

条例第7条第2号は公開原則の例外を定めるが、開示により事業者等に不利益を与えることが「明らか」であることを要求する。これは、当該情報の開示が事業者等に何らかの不利益を与えるおそれがあるという抽象的な理由だけでは足りず、競争上の地位や事業運営上の地位などに対して具体的に不利益を生じさせることを実施機関が主張し立証することを求めるものである。しかし、実施機関による弁明書には、「当該法人の意思決定を含む内容である」との指摘があるだけで、具体的な不利益は示されていない。

当審査会は、改めて実施機関に具体的な不利益の有無について説明を求めたが、実施機関は、「法人の将来計画が含まれており、当該計画は法人の経営・運営に関する事項であり、開示することにより、法人に対する不信感、信用上の不利益を与えるとともに、今後の賃貸住宅の経営に不利益となる」と回答した。しかし、なぜ将来計画の開示が法人に対する不信感や不利益を与えることになるのかについては依然として説明がなく、このままでは条例第7条第2号の要件を充足しているとはいえない。

そこで、当審査会が対象文書の不開示部分をインカメラ方式で確認したところ、法人に明らかに不利益を与えるといえるものではなかった。また、その他の不開示情報(個人情報、区政執行情報又は法令秘情報(条例第7条第1号、第3号又は第4号))が含まれていないことも確認済みである。

以上から、当審査会は、偽造のおそれがある法人の印影部分を除き、当該文書の不開示(= 黒塗り)部分については、法人に明らかに不利益を与えるとは認められないため、開示すべき であると判断する。

#### (2) 請求係開示文書2

審査請求人は、「各戸の入居者の情報は個人が特定されないので、個人生活情報とは言えない」と主張する。これに対し、実施機関は弁明書において、「各居室の間取図は、居住者がどのような住居に居住しているかが明らかになる個人生活に関する情報であり、開示することにより防犯上の問題が生じる恐れがあるため不開示とした」という。

審査請求人が主張するように、各戸の間取図だけで入居者を特定することはできない。しかし、条例第7条第1項にいう個人生活情報には、特定の個人を識別できる情報だけでなく、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものも含まれている。

本件各居室の間取図は、洗面所や玄関の位置等を記した図面であり、居室の構造などから 居住者の生活環境や家具の配置などを推測することが可能である。その点で、個人のプライバ シー侵害や犯罪に使用される可能性があり、個人を識別できなくても不開示とすべきである。

他方、実施機関は、間取図に付随する敷地面積の求積図も不開示とした。求積図とは、敷地面積、建築面積、延床面積、各室の面積を算出し、建ペい率等が建築基準法令に合致しているかを判断するための確認図書である。本敷地面積の求積図は、土地の面積を記したものであり、この文書から建物の配置の識別は不可能であって、各居室の構造等を推測することは困難であるからプライバシー侵害等を生じさせることはなく、個人生活情報には当たらない。

この点を実施機関に確認したところ、「求積図の数値は、固定資産税や不動産取得税等に係る金額に転用され、法人の事業用資産に当たるため、法人の財産に不利益を与えるおそれがあり、法人不利益情報に当たる」とのことであった。

しかし、条例第7条第2号の法人不利益情報は、前述のように法人に明らかに不利益を与える場合に例外的に不開示とするものである。実施機関が主張するように「固定資産税や不動産取得税等に係る金額に転用」されたとしても、税額の算定が法人の経営状況等を直ちに推知させるものでもなく、法人の財産や競争上の地位等に明らかに不利益を与えるとはいえないから、不開示とすべき情報に該当しない。

また、不開示部分の求積図を当審査会がインカメラで確認したところ、敷地面積の求積図は 積算根拠を示すもので、各居室等の建物の構造その他個人のプライバシーの侵害につながる 恐れがある情報は含まれていなかった。

以上から、当審査会は、間取図についての不開示は妥当であるが、求積図は開示すべきであると判断する。

#### (3) 請求A開示文書4

審査請求人は、「入居者情報が黒塗りなので、何戸を対象とした調査かわからない。調査対象戸数がわかるよう情報開示を求める。」と主張するが、実施機関は、弁明書において「対象戸数は開示を求められた請求④開示文書 5 により開示をしている」と指摘する。当審査会が確認したところ、実施機関の主張する通り、当該文書に調査対象戸数は示されており、審査請求人の主張には理由がない。

#### (4) 請求A開示文書5

審査請求人は、「回答内訳の戸数の黒塗りは開示を求める。調査結果の最も重要な結果の 黒塗りは認められない。調査対象住居に避難者 2 戸が含まれないことがわかったが、その理由 の開示を求める」と主張する。これに対し、実施機関は、「特定の個人を識別することができるも の(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの)に該当するため、 不開示とした」とする。

一般論としていえば、件数等の統計情報であっても、例えば 1 や 2 などの極端に少ない数値等の情報を他の情報を組み合わせることにより個人を容易に特定できる可能性がある場合には、個人識別情報に該当すると解される。

他方、当審査会が本件対象文書の回答内訳をインカメラで確認したところ、特定の個人を識別できるかについて疑問が生じたため、実施機関に確認したところ、その部分については「特定の個人を識別するには、直ちに至るものではないため、開示は可能であった可能性がある。」との回答を得た。そうであれば、当該回答内訳の戸数については開示すべきである。また、請求 ④開示文書 6 の回答内訳の戸数についても、同様の確認ができたため開示すべきである。

# (5) 請求④開示文書8、10から16まで、請求®開示文書6、7、8、請求◎開示文書1から14まで(黒塗りの部分に限る。)

審査請求人が求める不開示情報の内容を当審査会においてインカメラで確認したところ、請求⑥開示文書 2 同様、いずれも条例第 7 条第 1 号の規定する個人生活情報(特定の個人を識別できないが、個人の権利利益を害するおそれのある情報を含む)に該当するため、実施機関が不開示とした判断は妥当である。

# 2 開示された行政文書をもとに審査請求人が新たに存在すると推測した文書の開示

## (1) 請求④開示文書3

審査請求人は、「使用料を払っている宮城県が希望すれば継続できたのか=宮城県にどう廃止を連絡したのか、なにも連絡していないのか、情報開示を求める」と主張する。これに対し、実施機関は、「行政情報を特定するために開示請求時に実施した聞き取りにおいて、請求内容に含まれるとの意向が示されておらず、審査請求においてはじめてその主張がされたものであって、審査請求の前提となる本件処分の内容と異なるものであるため、本件を審査請求の対象とすることは不適法である。」と反論している。

一般論としていえば、区民等は行政がどのような公文書を保有しているか容易には知りえず、開示請求において行政情報を具体的に特定することは困難な場合もあるため、「〇〇に関する一切の文書」として開示請求を行うことが認められてきた。

しかしながら、本件開示請求の内容は前記請求®の通りであって、そこから「宮城県への連絡」等々についての「一切の文書」という趣旨を読み取ることは困難である。実際、実施機関に確認したところ、①開示請求時に実施した聞き取りの段階では、宮城県とのやり取りが含まれるとの意向は審査請求人から示されていなかったこと、②審査請求時に実施機関が審査請求人に対して改めて聞き取りをした際に、審査請求人から「開示された行政文書の内容から、存在が想定されうる文書の公開を審査請求により求めたものである。」との回答があったこと、③②の回答を受けた実施機関は、審査請求人に対して、開示決定を受けて存在が想定されるに至った公文書については、新たに開示請求をするよう求めたが、審査請求人は応じなかったとのことであった(このことは、弁明書の補足においても記載がある。)。

もとより、開示請求によって得た文書の内容から新たな文書の存在を推測することはありうることであり、そのような場合に新たな開示請求を行うことを求めることは「行政情報の開示を求める権利を保障した」条例第 1 条に反するものではない。しかし、審査請求は当初の開示請

求に対して不服がある場合にするものであり、開示された文書から推測された新たな文書の開 示を求める手続きではない。

実施機関は、開示請求の際に対象文書を特定するための聞き取りの機会を設け、開示された文書の内容から審査請求人が存在を推測した行政文書について、新たな開示請求を行うよう説明もしていることからすると、実施機関の対応に瑕疵があったとはいえず、審査請求人の行政情報の開示を求める権利が侵害されているとはいえない。

以上により、本件審査請求によって新たな開示を求めることは許されず、実施機関の判断は妥当である。

#### (2) 請求係開示文書7

審査請求人は、「8 戸分の保証金の返還資料であるが、なぜ 8 戸なのか残余の戸数について開示を求める。」と主張している。これに対し、実施機関は、「行政文書を開示した後に当該行政文書の内容から、存在が想定されうる文書の公開を審査請求により求めたものである。」とのことであった。

(1)で述べたように、開示された文書の内容から存在が想定されうる行政文書については、新たな開示請求を行うべきであり、実施機関の判断は妥当である。

なお、当該文書を当審査会で確認したところ、起案理由詳細の記述に、「退去した者から請求書を受理した。」とあることから、退去した者の請求に基づき、実施機関が当該請求書を受理し、保証金の返還を行ったものであることが明らかである。したがって、実施機関が意図的に件数を操作し、8 戸に保証金を返還したとはいえないことを付言しておく。

#### (3) 請求A開示文書9、13、請求B開示文書1、2、3、4、5、8(黒塗りの部分以外のものに限る。)

上記のように、審査請求は開示を求めた文書の不開示を争う手続きであり、開示された文書に基づき新たな開示請求を行うための手続ではない。むしろ、新たな開示請求により具体的にどのような文書の開示請求を行いたいかを実施機関に対し指摘することで、円滑な開示請求が可能である。本件審査請求において新たな開示を求めることは許されず、実施機関の判断は妥当である。

#### 3 行政文書不存在という不開示理由についての疑義

三田フレンズ住居施設の実入居戸数(年次別)の文書の開示請求に対し、実施機関は、当該文書を作成していないため、不存在を理由に不開示とした。

行政文書の開示請求において、当該文書を作成していないため不存在ということはありうる ことであるが、その文書が不存在であると実施機関が主張するだけでは認めることはできず、 当該文書が不存在を推認できる合理的理由が求められる。

なお、当審査会には裁判所と異なり、行政文書の存否を直接的に調査する権限はないため、実 施機関の主張が合理的か判断をするためには、実施機関の証言に基づき判断することとなる。

そこで、当審査会では、まず、当該文書の不存在について、どのような確認方法で当該文書 の検索を行い、不存在に至ったのかを聴取した。 実施機関は、目黒区の文書管理においては、平成 19 年から電子的な文書管理システムによる管理に移行し、行政文書に係るものは、原則全て文書管理システムを用いることとされた。文書管理システムでの検索方法は、①分類での検索、②個別フォルダの検索、③文書名での検索、④文書番号での検索、⑤起案者名、起案係名での検索、⑥保存期間での検索、⑦収受日、起案日、決定日、施行日などの日付(いつからいつまでの幅を持たせることも可能)での検索など、様々な検索が可能であり、文書名がわからなくとも、日付や分類での検索が可能とのことであり、このシステムで考えられる合理的な方法で検索を行ったとのことであった。

また、文書管理システム以外にも、課のサーバ(課共有のフォルダ)を複数のワードで検索をかける、複数人で目視により確認する、執務室の紙媒体で保管してある文書キャビネットを複数人で確認するなどした結果、当該文書は見当たらなかった。

さらに、当時の担当者に聞き取りを行い、当該文書がないことの確認も行ったとのことであった。 以上の内容から、当審査会で検討した結果、行政文書の不存在が不合理であるという理由 は見当たらなかったことから、実施機関の主張は妥当であると判断する。

#### 第4 審査会の結論

以上により、請求⑥開示文書 1 の法人の印影以外の部分、請求⑥開示文書 2 の求積図の部分及び請求⑥開示文書 5 及び請求⑥開示文書 6 の回答内訳の戸数の部分についてはそれぞれ開示すべきであり、その余については理由がないため審査請求は棄却されるべきである。

なお、開示請求に係る行政文書の特定にあたっては、区民等に対し、今後とも丁寧な説明と聞き取りが求められることを付言する。

以上

2023年(令和5年)3月20日 目黒区情報公開·個人情報保護審査会

会長中島 徹副会長江島 晶子委員巻 美矢紀